



Grant Thornton

An instinct for growth™

Newsletter

労働および社会保険分野における新しい罰則規定、2015年11月から発効する女性労働者に対する政策、そして、労働、社会保険、および、給与に関する最新情報

2015년 11월 02일

目次

内容

ページ

2015年11月25日から発効する労働および社会保険分野における新しい罰則規定 3

2015年11月15日から発効する女性労働者に対する新しい政策 5

労働、社会保険、および、給与に関するガイダンス

- 離職手当の計算方法 6
- 試用期間における法定社会保険への加入
- 時間外労働、有給休暇および休日に対する支払い

Grant Thornton (Vietnam)への連絡先 7

2015年11月25日から発効する労働および社会保険分野における新しい罰則規定

労働、社会保険および契約に基づくベトナム人労働者の海外派遣の分野における行政違反罰則規定に関する2013年8月22日付け Decree No. 95/2013/ND-CP を改正する Decree No. 88/2015/ND-CP ("Decree 88") が発行されました。いくつかの内容について、以下の通りご案内申し上げます。

労働契約締結に関する規定違反への罰則

VND5,000,000
から
VND10,000,000 までの罰金

- 企業における労働者の代表組織と意見交換することなく、または、組織再編、技術的变化、または、経済的理由による解雇の場合で、30日前までの管轄の労働管理当局への通知をせずに、2名以上の労働者を解雇する。
- 一定の解雇の場合に法律で要請される労働者の使用計画を作成しない。

VND500,000
から VND5,000,000
までの罰金

- 季節労働契約に基づいて働く労働者に対して試用期間を要請する。同じ仕事について1回を超える試用期間を要請する。
- 試用期間中に、同じ仕事に対する給与額の85%に満たない給与を支払う。
- 試用期間を終えた労働者に採否結果の通知をしない。
- 試用期間終了後も労働者が勤務を続けているにもかかわらず、雇用者が労働者との労働契約を締結しない。

VND1,000,000
から
VND20,000,000
までの罰金

- 3ヶ月を超える仕事に対して文書による労働契約を締結しない。
- 労働者と正しい種類の労働契約を締結しない。
- 締結した労働契約が、労働契約の主要項目を網羅していない。

- 労働契約への付属契約の形式で労働契約の契約期間を1回を超えて変更する。または、労働契約への付属契約の形式で労働契約の契約期間を変更する際に締結済みの労働契約の種類も変更する。
- 労働契約の解消時に、労働者の権利である各種支払いを規定通りの期限までに支払わない。
- 法定の規定に基づく労働者への離職手当、失業手当を支払わない、または、不十分な金額での支払いをする。
- 法令に違反する一方的解雇を行った場合に、労働者への補償金を支払わない、または、不十分な金額での支払いをする。
- 労働契約解消後に、労働者から預かっている社会保険手帳以外のその他書類の確認および返却手続きを行わない。

2015年11月25日から発効する労働および社会保険分野における新しい罰則規定

< Decree No. 88/2015/ND-CP の続き >

給与に関する規定違反への罰則

VND5,000,000
から
VND50,000,000
までの罰金

- **期限通りに給与を支払わない。**
- 管轄労働管理当局へ提出した給与に規定された金額よりも低い金額で給与を支払う。
- 法令の規定に基づく労働者への時間外労働、深夜労働、業務停止期間の給与を支払わない、または、不十分な金額での支払いをする。
- 給与からの控除が正しくない。

VND2,000,000
から VND5,000,000
までの罰金

- 労働者に対して、勤務時間中の休憩、シフト交代休憩、個人的理由での休暇、無休休暇を保証しない。
- 200時間超300時間以下の時間外労働を実施する際に義務付けられている管轄労働管理当局への文書による通知を提出しない。

VND10,000,000
から
VND15,000,000
までの罰金

- 管理職に求められる労働安全・労働衛生に関する技能講習修了証明書が無い。
- 労働安全・労働衛生に関する技能講習修了資格証明書を持たない者を労働安全・労働衛生の担当者として使用する。
- 労働者に対する定期健康診断・職業病診断を実施しない。

ベトナムで働く外国人に関する規定違反への罰則

右記行為のどれかがあった場合、
ベトナムで働く外国人労働者の
国外退去処分:

- 労働許可証の発行対象とならない場合を除いて、法令の規定に基づく労働許可証を持たずに働いている場合。
- 期限切れの労働許可証を使用している場合。

労働許可証の義務規定は、グループ会社内での異動でベトナムに赴任する外国人だけではなく、サービス契約の契約相手となる外国契約者がベトナムへ派遣する外国人に対しても適用されることにご留意下さい。

更に、御社で働く外国人の個人所得税申告に関する規定の遵守状況、および、外国契約者から派遣されて御社で働く当該外国契約者の社員に関わる個人所得税義務に関しても、再確認することをおすすめ致します。

Grant Thornton Vietnam では、規定に基づく、外国人の労働許可証申請（または、労働許可証の発行対象とならないことの確認）に関する書類作成、および、個人所得税の申告に関するご支援をさせていただきますので、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

労働組合費納付に関する規定違反への罰則

労働組合費未納
付額の12%から
20%未満までの
罰金

- 労働組合費の納付遅延、または、納付不足。

2015年11月15日から発効する女性労働者に対する新しい政策

女性労働者に対する政策に関する労働法の一部条項への施行細則となる2015年10月1日付け政令Decree No. 85/2015/ND-CPが発行されました。女性労働者に対する政策に関して、以下のような留意すべき事項があります。

1. 多くの女性労働者を雇用する雇用者は、以下のような国家からの支援を受けることができます：

- 法人所得税に関する法令の規定により、法人所得税の減税を受けることができます。
- 女性労働者に対する追加支出額は、財政省の規定により、法人所得税の課税所得計算に際して損金算入が認められます。

2. 女性労働者が平等に働く権利：雇用者は、採用、雇用、研修、給与、褒賞、昇進、報酬支払、社会保険・健康保険・失業保険に関する制度、労働条件、労働安全、勤務時間、休憩時間、物理的および精神的なその他福利制度において、女性労働者と男性労働者との間の平等な権利を実施する義務を負います。

3. 女性労働者の健康管理：

- 女性労働者は、定期健康診断の際に、産婦人科の専門診断リストに基づく産婦人科の専門診断を受けることができます。
- 月経期間中の休憩時間、母乳の授乳・搾乳・保管のための勤務時間中の休憩時間を取ることができます。この休憩時間を取っても、労働契約に基づく給与額を全額受け取ることができます。
- 雇用者は、勤務場所の実際の条件、女性労働者のニーズ、および、雇用者の能力に沿った形で、母乳の搾乳・保管室を設けます。

4. 妊娠した女性労働者の一方的な労働契約解消、一時的な労働契約履行停止の権利：

妊娠した女性労働者は、勤務の継続が胎児に悪影響を与える場合には、労働契約の一方的解消、または、労働契約の一時的な履行停止を行う権利を持ちます。

5. 保育園・幼稚園の建設、または、保育料・学費の一部補助：

- 雇用者は、具体的条件に基づいて、保育園・幼稚園の建設支援、または、保育園・幼稚園の対象となる年齢の子供を持つ女性労働者への保育料・学費に対する現金または現物による一部補助に関する計画を立てます。支援額および支援期間については、雇用者が女性労働者代表者と協議して決定します。

Grant Thornton (Vietnam)からは、現在の就業規則、集団労働協約、および、その他労働関連方針で女性労働者に関する部分を見直して、この新しい規定への遵守を担保し、そして、女性労働者を多く雇用する場合には法人所得税の支援策を活用することをおすすめ致します。

労働法の規定、および、労働関連分野の法令の規定に基づく、女性労働者に関する労務規定、または、労働者一般（ベトナム人労働者および外国人労働者）に関する労務規定の見直し、改訂に際して、もし必要がございましたら、弊社 Grant Thornton (Vietnam) の専門家へお問い合わせ頂ければ幸いです。

労働、社会保険、および、給与に関するガイダンス

노동보훈사회부는 문서 No.3945/LĐTBXH-LĐTL의 2015년 09월 30일에 발표해서 고객님들이 관심 필요한 노동법의 일부규정을 안내한다

1. 労働者へ支払うべき離職手当の計算根拠となる勤務期間

病気による休暇または出産休暇の制度利用による1ヶ月以上の失業保険非加入期間を持つ労働者が、労働契約を解消する場合、雇用者は、当該期間に対する離職手当を労働者へ支払う義務を負います。

Grant Thornton Vietnamからは、病気による休暇または出産休暇の制度利用による1ヶ月以上の失業保険非加入期間を持つ労働者がいる場合に支払うべき離職手当の正確な金額計算を担保するために、労働者リストの再確認をおすすめ致します。

2. 試用期間における法定社会保険への加入

個別の試用契約による試用期間においては、労働者は、社会保険および健康保険への加入対象とはなりません。

Grant Thornton Vietnamからは、社会保険および健康保険への加入義務を正確かつ十分に果たしているか否かを確認するために、労務規定のレビューをおすすめ致します。

3. 時間外労働、有給休暇および休日に対する支払い

時間外労働、有給休暇および休日に対する支払いなどの労働者への各種支払い根拠となる給与額には、仕事または役職による給与額、手当、および、その他支払額が含まれます。

Grant Thornton Vietnamからは、労働者への時間外労働、有給休暇および休日に対する支払いが、労働に関する法令の規定に基づいた計算および支払いになっているか否かを確認するために、労務規定のレビューをおすすめ致します。



連絡先

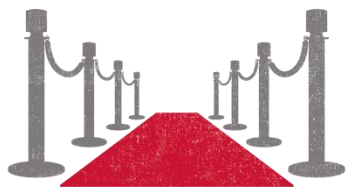
この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

Newsletter のダウンロードは

下記サイトへアクセス下さい。

www.gt.com.vn



Ha Noi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Ha Noi
Vietnam
T + 84 4 3850 1686
F + 84 4 3850 1688

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

Kaoru Okata

Director – Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Nguyen Nhat Le

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1685
E Le.Nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

14th Floor, Pearl Plaza
561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City
Vietnam
T + 84 8 3910 9100
F + 84 8 3910 9101

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

Tran Hong My

Tax Director
D +84 8 3910 9275
E HMy.Tran@vn.gt.com

Tomohiro Norioka

Director – Japanese Desk
D +84 8 3910 9205
E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com



Questions & feedback

